

意見書

9月定例会最終日に議員提案により「郵便局ネットワーク堅持に関する意見書」と「地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書」が追加提案され、原案のとおり、可決し、関係行政庁へ送付しました。

郵便局ネットワーク堅持に関する意見書を可決

郵政事業の経営形態については、長期間にわたる国会論議を経て、中央省庁等改革基本法の趣旨に基づき、平成15年4月から日本郵政公社として新たなスタートをしました。日本郵政公社では、経営の健全性を確保して国民の負託にこたえるため、民間的経営手法を取り入れた各種サービスの改善、事業の効率化等の改革に取り組んでおり、一層国民のニーズに即したサービスの提供が図られています。

一方で、政府は、9月10日に郵政民営化の基本方針を閣議決定いたしました。郵政事業の民営化は国民生活へ多大な影響を及ぼすものと予想されます。

郵便局に関する世論調査でも3人に2人が「仮に民営化されたら、郵便局はどうなると思いますか」との問いに、「地方を中心に郵便局の統廃合が進む、都市部に郵便局が集中する」と回答しています。

特に地方の不採算地区での廃局は、強く懸念されるところであり、このことは地域の過疎化にますます拍車がかかることになると予想されます。

郵政事業は、明治4年の創業から133年余、国営・非営利・独立採算制の事業として全国24700箇所に及ぶ郵便局ネットワークを通じ、公的サービスを国民に提供し、国民生活の安定向上及び福祉増進に大きく寄与してまいりました。

また近年、郵便局ではワンストップ行政サービスや災害に対する支援、安全なまちづくり等にも協力されるなど、市政にとっても大変重要な役割を果たしております。

このようなことから、全国津々浦々に配置された郵便局ネットワークは国民共有の財産として保持発展させ、ユニバーサルサービスの確保、ワンストップ行政サービスに活用することこそが、国民の利便性を考慮した郵便局のあり方であります。

よって、郵便局ネットワークの堅持と、経営形態については、4年間の公社の実績を見極めたうえで検討されるよう切望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月27日

土岐市議会

各関係行政庁 宛

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を下に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体がとりまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真摯に受け止められ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

記

1. 国と地方の協議機関の設置
地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。
2. 税源移譲との一体的実施
今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。
3. 確実な税源移譲
今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。
4. 地方交付税による確実な財政措置
税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。
また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。
5. 施設整備事業に対する財政措置
廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組合わせにより万全の財政措置を講じること。
6. 負担転嫁の排除
税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。
7. 新たな類似補助金の創設禁止
国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。
8. 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月27日

土岐市議会

各関係行政庁 宛

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書を可決